エバーグリーン・リテイリング株式会社 電気供給約款(ライフスタイルプラン) 別紙 I

2025 年 12 月 9 日より施行の電気供給約款(ライフスタイルプラン)13 (料金) に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は 2025 年 12 月 9 日としま

1. プランの特徴

ケングランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)をゼロとする予定のプランです。当社がお客さまに供給する電気に関する調達計画、電源構成、非化石証書の使用状況およびメニュー別 CO2 排出係数については、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。 (https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/)

2. 料金等

料金プラン

イ 適用範囲

- 四万型四 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 北海道・東北・関東・中部・北陸・九州エリアにおいては契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。また近畿・中国・四国エ リアにおいては、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。 (□) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10アンペアまたは1キロボルトアン
- ペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か
- ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または最大需要容量と契約電力 との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

契約電流及び最大需要容量

- 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます。
- (以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。また、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

料金は、最低料金、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額、および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可 能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも最低料金を申し受けます。

最低料金

| 料金プラン | 最低料金適用電力量 | 単位 | 料金(税込) |
|--------------|------------------------|------|------------|
| LS_定額 150kWh | 1契約につき最初の 150 キロワット時まで | 1 契約 | 4,280円00銭 |
| LS_定額 220kWh | 1契約につき最初の220キロワット時まで | 1 契約 | 6,280円00銭 |
| LS_定額 300kWh | 1契約につき最初の 300 キロワット時まで | 1 契約 | 8,280円00銭 |
| LS_定額 450kWh | 1契約につき最初の 450 キロワット時まで | 1 契約 | 12,800円00銭 |
| LS_定額 600kWh | 1契約につき最初の 600 キロワット時まで | 1 契約 | 16,800円00銭 |

雷源調達調整

| | | 単位 | 料金(税込) |
|--------------------|---------------|------|-----------|
| 最低料金適用電力量を超える電力量料金 | 電力量1キロワット時につき | 1kWh | 別表2の定めの通り |